

低炭素建築物の認定制度について



神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

法律の概要

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(以下「法」という。)が平成24年12月4日に施行され、「低炭素建築物」を認定する制度が創設されました。

対象建築物は、**市街化区域等内**において新築、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修をしようとするものです。認定を受けるためには、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネルギー基準を超える性能を有し、かつ、低炭素化に資する措置を講じた低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁に申請する必要があります。

認定を受けた建築物については、所得税住宅借入金特別控除優遇()や容積率緩和措置の対象となります。

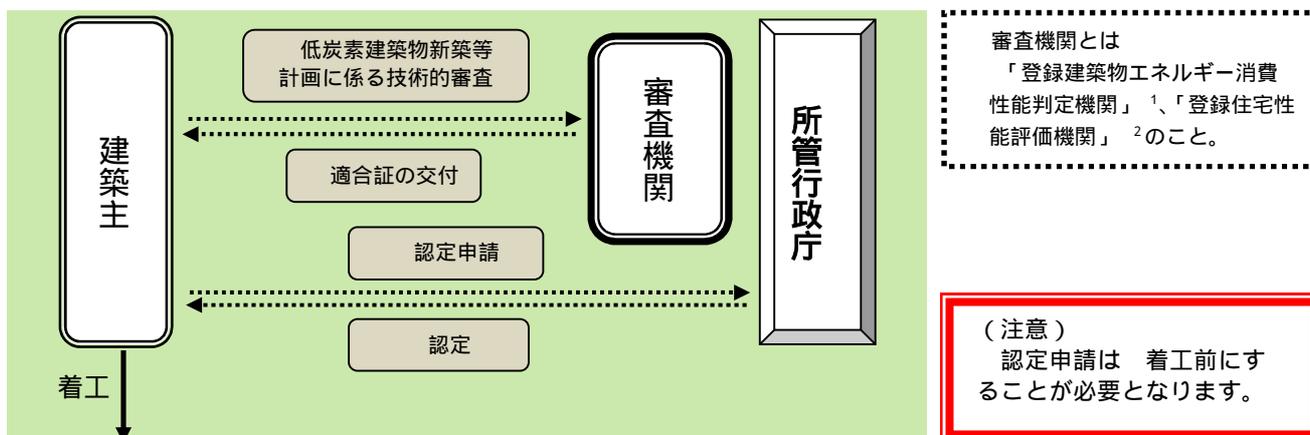
所得税住宅借入金特別控除優遇については、お住まいの地域を所管する税務署までお問い合わせください。

(参考 URL : <http://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/kanagawa.htm>)

認定手続きの流れ

認定申請に先立って、事前に審査機関の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際に、審査機関が交付する適合証を添付することにより、所管行政庁による審査が簡略化され、認定申請手数料が減額されます。

また、認定申請した建築物であって、建築物省エネ法の規定による届出をしなければならないものについては、届出をしたものとみなされます。



1 「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」...建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関

2 「登録住宅性能評価機関」...住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関

認定基準について

低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合していなければなりません。

項目	概要
1. 定量的評価項目	建築物省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が10%以上低減されたものであること。また、断熱性能について建築物省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
2. 選択的項目	節水対策、エネルギーマネジメント、ヒートアイランド対策又は建築物(躯体)による対策等の低炭素化に資する措置を一定以上講じていること。
3. 基本方針	法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし適切なものであること。
4. 資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

なお、詳細については、認定対象建築物所在地の所管行政庁にお問い合わせください。